

# 目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。**

<a href="#">出席議員</a> . . . . .	2
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a> . . . . .	4
第 2 一般質問	
<a href="#">木村 範雄 議員</a> . . . . .	4
1 安心して生活できるまちづくりを	
2 給付制奨学金制度の創設について	
3 地域労働者の賃金引き上げについて	
<a href="#">阿部 まさ子 議員</a> . . . . .	26
1 (仮称)復興交流センターについて	
2 認知症対策について	
3 高齢者福祉事業について	
<a href="#">第 3 委員会の閉会中の継続調査の件</a> . . . . .	39

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場  
合があります。

平成27年3月利府町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（17名）

1番	安田知己君	2番	木村範雄君
3番	土村秀俊君	4番	吉岡伸二郎君
5番	高久時男君	6番	西澤文久君
7番	後藤哲君	8番	阿部まさ子君
9番	鈴木忠美君	10番	吉田裕哉君
11番	永野涉君	12番	羽川喜富君
14番	伊勢英昭君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	櫻井正人君
18番	郷右近隆夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
企画課長	赤間信博君
財務課長	小山田春彦君
財務課税務特別対策専門官	石川洋志君
生活環境課長	阿部善男君
保健福祉課長	本郷昭彦君
地域整備課長	村田政文君
震災復興推進室長	大友義一君
上下水道課長	折笠浩幸君
会計管理者兼会計室長	水間修哉君
子育て支援課長	櫻井やえ子君

平成27年3月定例会会議録（3月13日金曜日分）

教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	渡 辺 孝 男 君
教 育 総 務 課 長	小 幡 純 一 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 三 喜 夫 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監 査 委 員 事 務 局 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 敏 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 友 政 一 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 栄 一 郎 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	高 野 糸 子 君
主 事	山 口 喜 大 君

---

議 事 日 程 （第5日）

平成27年3月13日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 一般質問
  - 第 3 委員会の閉会中の継続調査の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（郷右近隆夫君） おはようございます。

ただいまから平成27年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番土村秀俊君、3番吉岡伸二郎君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（郷右近隆夫君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い発言を許します。

初めに、**2番 木村範雄君の一般質問**の発言を許します。木村範雄君。

〔2番 木村範雄君 登壇〕

○2番（木村範雄君） おはようございます。

2番、日本共産党、木村範雄です。3月議会もきょうが最終日となりました。住民のために、利府町のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地方自治体の役割は、住民の声に耳を傾け実践するとともに、県や国へ要望を発信し、住民のための行政を進めることが本旨であります。そのための奮闘を引き続き要請いたします。

それでは、一般質問の通告に基づき一般質問を行います。

通告書では1、安心して生活できるまちづくりを。2、給付制奨学金制度の創設について。3、地域労働者の賃金引き上げについての3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目は、安心して生活できるまちづくりをであります。

地域住民から町への要望に終わりはありません。大きくは国の制度に関するものから地域の課題まで、常に住民の声に耳を傾けるとともに、一度整備したものは常に点検、確認をしてお

かなければなりません。その点検の手法にP D C Aのサイクルがあります。住民の要望にプラン、計画を立て、ドゥー、実行し、チェック、点検確認し、アクション、対応する。特に行政はチェック、点検確認とアクション、改善のために対応することが求められています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、地域の道路で路側線の上部や隅切り部に電柱が設置されている箇所があります。せっかく道路幅を確保したのに、また車が曲がりやすいように隅切りをつくったのに、そこに電柱が設置されている。これは大きな問題であります。電柱の管理者に電柱の移設を指導する考えはないでしょうか。

2、須賀地区や浜田地区では避難道路の建設が行われています。2月末に須賀地区に行ったときに避難道路建設のために北側の伐採と掘削で山肌が大きく削られているのを確認してきました。

避難路工事に伴い、2次災害の危険性も懸念される事態となっていると思いますが、どのような対策をとるのでしょうか。

2点目は、給付制奨学金制度の創設についてであります。

昨年7月の厚生労働省の発表では、子供貧困率が過去最悪の16.3%となり、ひとり親家庭の貧困率は54.6%にもなります。町は、子ども・子育て支援の充実に力を注いでおり、教育資金融資制度もその一環であります。子供の学べる環境をさらに拡充することが必要であります。

先週の中学校の卒業式も大多数の方が高校に進学し、大学の進学率は51.5%を超え、2人に1人以上が大学に行っているとも言われています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1つ、新たに大学生への給付式奨学金制度の創設、または関連団体への働きかけをする考えはないでしょうか。

2つ、中学生まで行っている就学援助を高校生まで拡大することはできないでしょうか。

3点目は、地域労働者の賃金引き上げについてであります。

皆さんも御存じのように、公務員の賃金は地域の労働者や生活保護等の基準にもされています。役場職員、公務員の賃金水準を守り、地場産業の賃金へ波及させることが求められています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1つ、高齢者の賃金上昇カーブがフラット化し、上げ幅が小さくなっているとともに、給与制度の見直しにより昇給額も抑えられることで、子育てを含む生活水準は維持できるのでしょうか。

2つ、国が導入させようとしている人事評価制度で住民への行政サービス、職員が健康で働き続けられる職場を守られるのでしょうか。

3つ、私たちは最低賃金時給1,000円を要求しています。役場内の全ての非常勤職員の賃金改善をするとともに、町内の関連団体に働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか

以上、大きく3点について質問します。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、安心して生活できるまちづくりを、2、給付制奨学金制度の創設について、3、地域労働者の賃金引き上げについて、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 2番 木村範雄議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の安心して生活できるまちづくりについてのお尋ねでございますが、まず、（1）の電柱移設等の指導についてであります。

この電柱を道路に立てる際には、あらかじめ占有者から道路占用許可申請が提出され、町において道路管理上支障がないこと確認した上で許可をしております。しかしながら、設置されてから相当年数が経過した電柱については、設置した当時との土地利用の変化により、路側帯や隅切り部に存在しているものもあります。

交通の支障となる電柱の移転の指導につきましては、電柱の配電系統、さらには移設に伴う費用負担等が伴うことから、道路の交通形態を勘案しながら、今後電柱の占有者と協議していきたいと考えております。

（2）の須賀、浜田地区の避難道路の建設工事に伴う2次災害の対策についてでございます。この2次災害の発生は、台風、大雨などの気象が大きく影響することから、住民の皆様の安全・安心な生活を確保するために施工業者に対しまして仮の排水経路の分散あるいは洗掘の防止、工事の点検を強化するなど、現在想定できる最大限の対策の指示をしており、2次災害の発生防止に努めている旨、御了解をお願いしたいと思います。

次に、第2点目の給付制奨学金制度の創設についてでございますが、（1）と（2）につきましては、関連がございますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

本町では高校生、大学生の就学支援として、教育資金制度を活用している方に対しまして利

子補給によりまして、教育に係る経済的な負担の軽減を図っております。

また、高校生につきましては、国におきまして今年度から高等学校就学支援金制度を改正いたしまして、低所得者世帯の生徒に対して支援の拡充がなされております。

このことから、大学生への給付資金、奨学金制度の創設あるいは高校生への就学援助の拡大につきましては、厳しい財政状況を踏まえまして、これらの事業の成果を見守ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目の地方労働者の賃金引き上げについてであります、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、地方公務員の給与は地方公務員法の規定によりまして、国の職員、他の地方公共団体の職員、民間事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。いわゆるこの均衡の原則は、実質的には国家公務員給与に準ずるということによつて実現されるものであると解されております。

このため、本町ではこれまでも中立的な立場で国民全体の標準的生計費と民間事業の賃金が考慮されている人事院勧告に準拠して、給与額等を決定しております。

御質問の高年齢層である50歳代後半層の給与については、民間事業従事者と比較すると依然として公務員給与を上回っている状況にあることから、昨年的人事院勧告におきまして総合的な見直しを勧告されたものでございます。

次に、人事評価制度についてでございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が今年の5月14日に公布され、2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされております。

これによりまして、遅くとも平成28年度からは全ての地方公共団体で人事評価制度の導入が義務化されるものであります。この人事評価制度導入の大きな目的は、職員の人材育成による行政サービスの向上にあるわけであり、能力や実績に基づく人事管理の徹底によりまして、より高い能力を持った職員を育成するとともに、年功序列ではなくて、頑張れば報われるという当たり前の倫理観が組織内に行き渡ることで、職員の士気も高まり、さらに公務執行能率が向上することでより高度な行政サービスの提供が実現できるものと認識をしております。

本町の人事評価制度につきましては、現在試行的に導入しておりますが、この法の改正に基づき、さらなる職員の人材育成と行政サービスの向上を目指しまして、本格的に実施することといたしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、職員が健康で働き続けられる職場を守れるのかとの御質問でございますが、これは人事評価制度の導入にかかわらず職員が健康で安心して、そして全力で仕事に集中でき、公務の遂行能力が高まるように、今後も引き続き健康診断や各種健康と各検診等を実施してまいります。

次に、最低賃金についてでございますが、平成22年6月18日に閣議で決定されました国の新成長戦略に2020年までに全国最低800円、全国平均1,000円の目標を政府が掲げており、宮城県における最低賃金時間額も経済情勢の緩やかな改善を反映して、ここ数年増加しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本町では平成25年度に臨時職員、非常勤職員の時給額について一般職員と同様に均衡の原則を主眼として、県の最低賃金あるいは周辺市町村の状況、さらには消費税の増税なども含めまして、総合的に検討いたしまして、今年度から時給750円を780円に増額改定したところであります。

なお、町内の関連団体に働きかけるべきとの御質問でございますが、最低賃金制度に係る周知広報あるいは監督指導等につきましては、国の機関である労働局において取り組まれているものでありますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○2番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、安心して生活できるまちづくりについてであります。

初めに、道路敷内の電柱の適正な設置箇所についてです。

町は当然長く、中心部を除けば旧地区と開発による振興団地に区分することができます。団地については、開発基準に基づき整備がされていますが、私たちのような加瀬地区等も含めて利府町を支えてきた自負があります。しかし、側溝整備や道路の舗装も含めて、町の整備を必要としている箇所が存在もしております。

その中で、今回質問している路側線上や車道内、隅切り部に設置されている電力柱や電話柱を道路管理者としてはどう考えているのかまず伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（村田政文君） 2番 木村範雄議員の再質問にお答えいたします。

電柱の設置箇所についてでございます。電柱は、電気の供給のほか、電話線や防犯灯、または道路標識などが幅広く住民の暮らしに役立っているところでございます。

そうした電柱が道路以外に設置する場所がなく、占用しているものについては、公益上やむを得ない箇所も存在していると考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） やむを得ない箇所も存在しているということですね。道路は、車が通るだけじゃなくて歩行者も通ることになります。また、生活関連施設として側溝や污水管、水道管、電力電話関連の施設も必要となります。

歩行者のためには歩道の設置が必要でありますし、自家用車のためには走りやすい道路、曲がりやすい隅切りが必須の施設となります。

町が道路をつくる時、また開発等の行政指導するときにはどのような設計、または指導をするのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（村田政文君） お答えいたします。

電柱の設置箇所の指導についてでございます。

開発行為により設置される道路につきましては、交差点内や敷地への出入り口、またはカーブで見通しの悪いところなど、歩行者や車両の通行に支障のない位置への設置について協議を行いながら進めております。

また、町で行う道路改良工事等につきましては、道路占用者と事前打ち合わせを行い、その後正式な協議により施工を行っているところでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 必要な答弁が出ていないというふうに思います。道路、車道、要は路側線までは歩道がなければ路側帯の中を歩行者が歩く。路側線から真ん中は車道として車が走るんだというのが一般的な考え方だと思います。

そうすると、車が走るところに電柱があるということを認められるかどうかということなんです。考え方として。設計をするときに道路幅が狭いから、路側線をつくりました。そして、電柱は端じゃなくて、車道の中に入れていいのかどうかというのを今聞いています。それはだめだというのが一般的な考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（村田政文君） お答えいたします。

開発行為等におきましては、開発されるコンサル等を通じまして打ち合わせを行ってきてい

るところなんです、道路敷地内の有効幅員の中で、交通に支障のない歩行者であったり、車であったり、その部分については有効な道路敷地内の活用ということで、隅に寄せたり、その辺につきましては、その辺について打ち合わせを行いながら電柱の設置について協議を行ってきているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 道路幅があって、路側帯があって車道があるという中で、一般的には電柱はその路側帯の中に入れる。側溝があれば側溝を少し曲げながら路側帯の中に入れて、車道部分に電柱があるということは必要な道路幅、車道幅なので、そこにぶつかって電力、もしかするとそれを指導した行政の責任が今度は出てくるんだというふうに思います。

そのために、3.25メートルの車道、片側の幅員とかとなっているんだから、その場合やっぱりきちんと守っていかなくちゃならないというふうに私は考えます。

地域整備課のほうで道路を管理しているわけですけども、公衆用道路も含めて町内の管理道路内で現在の設計基準からいって不適正な部分、要は開発行為等はそういう基準にのっとってつくっていったわけですから、その分守っていると思いますけれども、そうでない部分、旧部落の部分の中でそういう電柱設置箇所が余り好ましくないなというところが確認しておくことが必要だというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（村田政文君） お答えいたします。

電柱の設置箇所の確認についてでございます。電柱の設置箇所につきましては、道路台帳であったり、または道路占用許可申請により確認しているところでございますが、また、定期的に行っております道路パトロールにおいて状態の悪い電柱を発見した場合などにおいては、電力会社等へ情報提供に努めているところでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） この答弁要旨でも電柱の占有者と協議をしていきたいということですので、ぜひ協議をお願いしたいなというふうに思います。

当然電力への移設費用等がかかるので、すぐにできるというふうには理解していませんけれども、そのまま手をつけないというのもやっぱり理解できない話だというふうに思います。すぐに対応することが好ましいわけですけども、その箇所の道路改良等なんかが生じたときにあわせて対応していくよという考え方があるかどうかをお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（村田政文君） お答えいたします。

電柱の道路改良での移設についてでございます。電柱の移設を道路改良にあわせた対応も有効なものと考えられますが、移設には当然費用負担が伴いますので、道路改良の際には適切な位置等への検討を行い、また、電柱占有者と協議により対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 走りやすい道路、歩きやすい道路をつくっていくことが行政の目的なんだというふうに思います。子育て支援もいっぱいありますけれども、その辺をやっぱり現地を確認しながら、また、リストアップしながら、つかんでおいて適宜やっぱりやっっていくということが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

安心して生活できるまちづくりの2点目、避難路建設に伴う2次災害等に移ります。

須賀地区は、東日本大震災後地震時の地盤沈下と避難路建設に伴う造成工事により、震災前より雨水の流出量がふえるとともに、排水路の沈下と潮位の上昇により、既存施設の排水機能が震災前よりも低下していると思いますけれども、どう考えているでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） 2番 木村議員の質問にお答え申し上げます。

震災後の地盤沈下によりまして、当然排水機能の低下はしているということで、今それから避難路の工事関係も行っているということで、この辺は既存水路が機能低下しているということで、この辺の基本的に対応も行っていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 今回の避難路、北が斜面の中腹に避難路ができるわけですがけれども、この須賀地区の上流部、浜田地区もそんなですがけれども、急傾斜区域、または土石流地域というふうにエリアが指定されていることも出ているんですけども、今回の避難路工事で改善される地域も出てくるのかどうか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答え申し上げます。

まず、急傾斜の区域でございますが、今回避難路で整備をしておりますけれども、この急傾

斜区域については、一部区域のカットをするのみなので、この辺は改善はできないものかなというふうに思っております。

それと、土石流区域がございます。この箇所については3カ所、須賀地区のほうにございませけれども、これにつきましては、避難路整備によりまして盛り土工事を行うということで、約5メートルぐらいの盛り土になるということで、この道路が堤体の役割を果たすんじゃないかということで、効果は期待できるというふうに思っております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 避難路をつくることによって、避難路だけじゃなくて土石流エリアが少し緩和できるということはやっぱりいいことなんだなというふうに思っております。

今回の避難路も含めて津波が須賀地区や浜田地区の集落を襲ったときに逃げ出すための避難路の必要性は認めております。しかし、避難路建設に伴う雨水流出量の増大と排水機能の強化は、急務の課題となると思います。

避難路建設に伴い、避難路と避難路上流部分の雨水排水の根幹となる防水管工事の先行整備がどのようになっているかを伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答え申し上げます。

導水管の工事の質問だと思いますけれども、当然排水対策として復興事業としては排水関係が先行しなければならないというふうに考えておりましたけれども、この導水管工事につきましては、入札不調により現在発注がおくれている状況というふうなことでございます。

当然避難路の分の雨水排水の根幹となる導水管でありますので、町としては早急に整備をする必要があるということで、平成27年度早々発注をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） これまでの既存排水路では避難路を整備することによる雨水流量の増大、また、雨水が流れ出る時間の短縮によって既存の排水管だけではさばき切れなくて大水害が発生することは明らかだというふうに思っております。

避難路の工事が始まっている現在、山の抜粋は終わっている、山の掘削ももう始まっているという中で、もう完成時と同程度の雨水流出量が流れ出す可能性があるんだというふうに思います。

ただ、導水管は入札不調になっているということで、完成していない現在、できることはやっぱり工事施工部での流出抑制、請負業者に一時貯留等の指導が必要になると思いますけれども、工事現場ではどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答え申し上げます。

現場のほうでは町長のほうからも先ほど答弁したように、排水路の分散、それから洗掘防止、それから当然今土工関係やっておりますので、流速が早くなるということで、土砂関係の流出防止ということで、その辺は現場内で土のうとか設置をしながら、そういう防止に努めていくということと、それから、雨水時にはこの間もちょっとした雨が降ったんですけども、現場のほうでは3時間置きに現場パトロールをしたり、そういうふうな点検をしているということでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 現在の工事の部分の中で排水経路の分散というふうにはしているんでしょうけれども、排水経路の分散で山からの分はそれなりに出るんでしょうけれども、要は須賀の町並みの中、要は平らな部分まで落ちてきたときにはそこからの排水がきちんとできていないとだめなんですよ。

だから、そういう意味では排水経路を分散するだけでなく、降った雨を当初の山のときの流出計数くらいまで戻せれば一番いいわけですね。そうするとともに戻ったんだという話になるわけですから、やっぱりそういう意味では、ある程度のためるというものをしておかないと多分だめなんだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答え申し上げます。

今工事の関係で流速関係が早くなるということで、下流のほうで2次災害の可能性があるとこの質問だと思います。

当然、その辺は現場内で今議員おっしゃったとおり、そういう水のとめる箇所とか、そういうものも設けながら、対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） ぜひ現場での対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

現在護岸のかさ上げ工事が行われ、平成27年度には残りの護岸河川工事も行われます。また、

路面冠水に負けない宅地のかさ上げを行う自衛の措置をとっている人もおりますが、多くの人は町の排水整備の強化を待っています。

避難路からの排水の根幹となる導水管の整備、地先排水の根幹となる強制排水施設、ポンプ排水の整備は待ったなしで整備をしなければなりません。要は、地震の関係で地盤沈下が70センチ起きたと。その中で実際にやっぱり排水機能、地震もそのまま下がっていったと。当然海の中に潜る率がうんと高くなってきているという中で、路面冠水の頻度も結構高くなっているのかなというふうに思っています。

そのためにも、やっぱり前の計画では調整池というのがありましたけれども、今はポンプ排水に変わってきているということだと思うので、そのポンプ排水がいつまでに完成できるのか、ちょっとそれをお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答え申し上げます。

ポンプ排水がいつ完成するかということの質問だと思います。このポンプ排水関係につきましては、これも平成27年度早々に発注を行いまして、その年度内で完成を目指しているところでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 須賀地区はこれまで本当に自然排水を基本にして、山から来る水も山があったおかげで木があった。山の山肌で水を守ってくれる分もあったということで、流れ出る量もそれなりに少なかったんだろうなと。今回避難路をつくったことによって、避難路の分は当然掘っていますから、その分はそのまま流れてくるだろうし、伐採した分もそのまま流れてくると。その中で、やっぱり一番大きいのは震災時の地盤沈下だと思うんですね。地盤沈下した分を一気に上げたいけれども、上げる補助のメニューもないという中で、今現在の中で最初は調整池、次はポンプ排水がまたできると。当然今の須賀の町並みの中を大型ダンプがどんどん走るということはできないと思うので、それは今の選択が正しいなというふうに思っています。

避難路は津波襲来時に避難するときには役に立つと。ただ、雨水排水には避難路は全然役に立たないということで、本当に排水機能の強化をしていかなければならない。遅くなれば遅くなるほど被害が大きくなっていくんだというふうに思います。

先ほど発注の年度も聞きましたので、ぜひ速やかにやってほしい。おくれればおくれるほど

人災、あんなに須賀地区でも言っているのにまだ整備ができないんだと。入札不調は役場の責任じゃないというのはわかるんだけど、やっぱりいろいろなる一と使いながら、業者を捕まえて……、済みません。業者と連絡をとって対応していくとこのことをやっぱり求めていきたいと思います。本当に速やかな整備を求めたいと思います。

同じように浜田地区もこれから整備工事に入っていくわけですが、これまでも浜田地区で水路からあふれたとか、あふれ出すことが言われています。当然浜田地区も地盤沈下がしました。下流部の排水系は下水道事業でやるというふうに言っております。

ただ、上から来る分の流出計数の増大、もしくは流体時間短縮で水路の排水機能強化が先行してやらなければ上流部でも下流部でも水路から雨水があふれ出るということになってしまいます。

そういう意味では、それが人災と言われてしまうんですけれども、浜田地区の排水機能の強化、要は今下水道事業の雨水事業でやっている部分の2カ所の幹線の部分、あとプラス上流部分で水路の部分のものが先にやっておけば一番安全なんだというふうに思うんですけれども、その排水機能の強化は何年度に完成するのかを伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 上下水道課長、答弁願います。

○上下水道課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

浜田の排水機能ということで、まず1点目は、通称北の川と言われる国道上流部ですね。これにつきましては、平成26年度から継続費で進めておりまして、平成27年度中、28年の3月までの工期で今進めているところであります。

また、避難路周辺の部分としましては、浜田踏み切りから隧道潜った部分、あの部分もこちらの継続費の中に一応入っております、こちらと同じく28年3月までの工期でその隧道出て、こっちから、下から行ったら隧道を出て、一番本線の裾というか、その部分なんですけれども、そこは下水分で整備することになっていまして、こちらが平成28年3月まで、部分的ですけれども、その改修はやるということで実施中でありまして、以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 水路を整備するんだけど、要は国道の高さもそのまま、要は断面は大きくなったけれども、地盤沈下した部分で70センチ下がっていると言われている。潮位はこれまでの高さよりは70センチ潮位が上がったのと同じような関係の中で排水が始まっていくということなので、やっぱりそこは慎重な、あと検討しておいてほしいなというふうに思いま

す。

要は、下水道の上の部分の既存の水路の整備をしているんだというふうに思うんですけども、その部分がいつごろ終わるのか、いつごろ始まるのかお聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 震災復興推進室長、答弁願います。

○震災復興推進室長（大友義一君） お答えいたします。

議員の質問は、西の川の（「上流部ね」の声あり）上流部ということだと思います。震災復興事業で避難路の整備、ちょうど起点なんですけれども、町道赤沼浜田線にぶつかる部分までは避難路の整備をしていきますけれども、これの前後の約60メートルを復興事業で整備を行うということで、ちょうど下流側に右側ございまして、何か直角に曲がって大雨時には浸水するという、床下とか浸水するというようなことも聞いておりましたので、その部分のところまでは復興事業で整備をするように考えております。以上です。（「何年度めどで」の声あり）これは、平成28年の3月末の工期で整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 何もなくて、何だ議会であんなことと笑い話で済めばいいなというふうに思っています。ぜひ雨が降ったときの対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、大きな2点目、給付制奨学金制度の創設についてです。

就職に失敗し、奨学金の返済が不安だ、借りたくても返せるか不安で我慢している。若者の希望を後押ししているはずの奨学金が若者を苦しめているという正反対の結果が生み出されています。

そこで、確認なのですが、日本国憲法第26条に教育を受ける権利及び義務教育についてが規定されています。26条では全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。2つ、全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。この憲法にのっとり町は義務教育の無償に近づけるために数々の就学援助制度を実施しています。

そこで、質問なんですけれども、この憲法の定める教育を受ける権利は、義務教育のみだけでなく、大学生まで入ると考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えを申し上げます。

当然大学生も含むものと解しております。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 含むので、大学生まで頑張っていくんだということをここで詰めていきたいなというふうに思います。

まず、町が行っている小・中学生の就学援助の教育費の無償化が行われていても、さまざまな負担は保護者にかかってきています。公立高校の授業料免除も始まりましたが、まだまだ親の負担は大きなものがあります。大学ともなればもっと教育費の負担は大きくなります。

そこで、質問になりますが、現在貸与式の奨学金制度はありますが、給付型の奨学金制度を国や関連団体に働きかける考えはないでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

大学生につきましては、国におきましては、日本学生機構のほうで貸与型というふうなところでやっておりますが、これにつきましても国の制度というふうなところで、町といたしましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 国の制度がひど過ぎるんだというふうに思うんですね。OECD、経済協力開発機構に加盟する34カ国の先進国のうち17カ国の大学授業料の無料となっています。残る17カ国、要は有料なんだけれども、17カ国のうち6カ国に給付型の奨学金制度がある。給付型ですから、返さなくてもいいんですね。今の日本はこのどちらにも入っていない。給付型もないし、無料でもない。

そうすると、やっぱり大学生自身が親が力があれば、当然親が借りて子供に教育を受けさせるということになるんでしょうけれども、親が本当にさっきの子供の貧困でもないですけども、やっぱり本当に大変だったときに、それを助ける部分がないんだというのが今の日本だというふうに思います。

高い授業料を取って、なおかつ給付型の奨学金がないというのは、日本だけになりますけれども、この現状をどういうふうに見ているのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

この質問につきましても国のほうが考えるものだと考えておりますので、国の動向のほうを見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 国がやっぱりもっともっと頑張らなければならないというふうに思いますけれども、やっぱりここで自治体の力が出てくるんだというふうに思います。

ここ利府町ももっと頑張らなければならないというふうに思います。大学は出たけれども、正規の職員としての採用がない。国も非正規や有期雇用の働かせ方を推進している中で、安定した収入を得て適正に返済をしていくということが難しくなっています。大学生の現行の奨学金がローン地獄への入り口になっている。奨学金返済が若者の生活を追い詰めないように、返済方法の改善が求められています。

町としても、救済制度を行うためにどんなことができるのか、検討が必要になると思います。範囲は町民のためということになりますので、どんなことができるのかを含めて、検討していく考えはないでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

町長の答弁でも申し上げましたように、本町におきましては、現行の利府町勤労者安定資金のほうの教育資金のほうの利子補給事業を実施しておりますので、こちらのほうで対応していきたいと考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 現在行われている利府町勤労者生活安定資金融資制度、現行では父母に対してと書いてあるんですけれども、父母もしくは学生に対して今行われているということです。

今は、2分の1の利子の補助ということになっております。無利子、または給付制の奨学金に変えていくことを検討できないでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、現在利子の2分の1補給というふうなことで事業を進めております。この事業につきましては、平成24年度から実施した事業でありまして、厳しい財政状況もございまして、現状のまま維持していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 苦しくなると厳しい財政状況というふうにも出ているんですけれど

も、この勤労者生活安定資金融資制度、たしか4人でしたっけ、今予算で対象となっているのは、たしかそんなに多くはないんですよね。

確かに高校生は当然県内だから、利府町民でいいんでしょうけれども、大学生になると県内の大学だけに限らないということもあるので、ちょっと幅が広がってきてしまって、基準つくるのも大変なんだというふうには思っております。

ただ、やっぱり今のそこだけでなくて、やっぱり広げる努力というか、検討というのはどんなことが町でできるのかと。確かに給付制の分は国に働きかけるというのは当然必要なことになってくるんだけど、その国に働きかけることもやっぱり毎回毎回やっていかないと、やっぱり町長が町村会の会長ですから、やっぱりそういう発言の機会が一番大きくなってくるのかなというふうに思うんですよね。

そういう町長がしゃべれるように事務方というか、どんどん情報発信をしていただきたいというふうに思うんですけども、町長、どうですか。やっぱり全国的に国に働きかけるということが必要になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 町長、指名ですので、町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の御質問にお答えを申し上げます。

我々町村会としては、国に働きかけることが山ほどあるわけでありまして。例えば国保の件に関しましても、まず項目が多過ぎる中でさらにこの給付金についての要望についてというお話でございますが、まずは今利用者が限られているというふうに担当から聞きましたので、どのくらい果たしてこの利子補給について希望者があるのか、もっともっと希望者があるのか、もっともっと希望者が多いのか、そういったことも平成24年から始まった事業についてまだ周知していない方もいらっしゃるかもしれませんが、まずはこれを利用して、そしてさらに国のほうにという話であればいいんですが、現時点ではまず利用拡大ですか、そのことを広報で拡大していくのがまずは専決ではないかと思っておりますから御理解をお願いしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 利府だけで考えていくと今のような話になると思うんですよね。利府町民が大学に行くときに本当に苦しくてやっぱり助けてほしいという部分がある部分と、やっぱり全国的に見たときにそういうふうに今大変なんだというのがあると。だから、利府町でつくるよりは、国でちゃんとつくらせる。子供の医療費もそうですけれども、県にもっと未就学までは全部やらせるとかという話に上げていけば、利府町の分の負担も少なくて済むんだろな

というふうに思います。

確かに、今の利府町の勤労者生活安定資金融資制度の、多分申し込み量が少ないんだろなというのは理解はしています。ただ、今やっぱりもっと広い意味で、子供たちを守る。大学生もちゃんと守って行って、社会に出てもらう。そして利府町に帰ってきてもらって、納税してもらいながら利府町をもっと繁栄していくようなサイクルをやっぱりつくらなきゃならないだろなというふうに思っておりますので、ぜひその辺は利府町だけと言わないで、国を変えるんだという思いの中で、町村会も奮闘してほしいなというふうに思います。

ここの最後になります。町の就学援助は、義務教育の過程で行っています。当然教育委員会では、小・中学校ということになるので、その辺は認めているわけなんですけれども、ただ、大半の子供は高校に進学しております。そういう意味では、大半はやっぱり県内ですので、町から通うという意味では、町の子供たちを守るためにも就学援助の枠を高校生まで拡大できないか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

義務教育につきましては、市町村が援助を行うというふうなところでやっていますが、高校生の支援というふうなことではございますが、これにつきましては、国の施策としまして、平成22年度から公立高校の授業料の無償化とか、高等学校等の就学支援制度が実施しております。

これによりまして、家庭の状況にかかわらず、全ての意思のある高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育の負担軽減が図られております。

さらに、この事業につきましては、平成26年度からこれらの制度を一本化しまして、年収の低い世帯に対しまして就学支援金の加算を年収に応じまして、これまで以上に拡大する措置を行っております。

また、県におきましても、今年度から国の制度を活用しまして、低所得世帯に対しまして、授業料以外の教育負担を軽減するため、教科書費や教材費等に相当する経費につきまして給付金を支給する事業を行っております。

このようなことから、町といたしましては、この制度につきまして情報の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 扶養されている子供、高校生、大学生も20歳までは子供だという扱いで、今度選挙権18になるというのはありますけれども、やっぱり扶養されている子供は親の収入に支えられていく。それしかないと思います。その子供たちが学習を深め、あすの日本、利府町を支える成年に成長していくというふうに考えています。親の収入に左右されることなく、等しく教育を受ける権利を有するわけですから、ぜひ前向きな検討、そして国に制度をつくらせるためにも頑張ってもらいたいということを要請したいというふうに思います。

当然、授業料等の無償化は始まっていますが、まだまだやっぱり、例えば部活動費とか、いろいろやっぱり強い部活になればなるほどお金も必要になるとか、いろいろな関係でやっぱり教育費というのはかかるものだというふうに思います。

ぜひやっぱり、その辺のことを今ここまでやっているからこれでいいんじゃないかと、やっぱり見ながら、やっぱり予算の増が図られるようなもののセクションが町長から予算をとっていくような考え方でサービスの拡充、拡大に入っていただきたいというふうに思います。

それでは、大きな3点目、地域労働者の賃金引き上げについてです。

給与制度の見直しについては4月から実施されるということを12月議会で私たちは反対しましたけれども、押し切られて成立されました。

まず、4%も引き下げられるくらい役場の賃金は高かったのかと。昨年からは消費税は8%に上げられ、物価も上がり、職員の子育てなど、生活上の支障はないのかということをお尋ねします。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長、答弁願います。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

我々の給与のほうに御心配をいただきまして大変ありがとうございます。

先ほど町長のほうの答弁にもございましたように、今回の給与制度の見直しに関しましては、均衡の原則から、人事院の勧告に準拠して実施をさせていただきました。

御質問にありますように、3級以上の高位号俸につきましては、給料月額でおおむね2%以上引き下げがなりました。6級では最大で4%の引き下げということになりました。

この引き下げによりまして、生活面への支障はないのかというような御質問だと思いますが、この見直しの根拠にしております人事院勧告がいまさらでございますけれども、公務員の給与を地域や職種、世代間、そういう細分化いたしまして、民間給与と乖離が生じている場合には是正を勧告するというような制度でございます。

このようなことから、今回の見直しにつきましては、公務員給与の適正な確保を図るための措置だということで、我々のほうでもこれを準拠して実施をしたということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） やっぱり生活できる賃金を要求するというのが基本なんだというふうに思います。

今人勧の話ができました。人勧の根拠は、東北・北海道、何でと言ったら一番安いからでしょうね。東北・北海道も北海道も東北も入る、当然ここ仙台の隣町の利府町も入っているわけでしょうけれども、基本的に、でもそこの平均だから、間違いなく宮城県よりは低いところが平均だからなっているわけですね。

その賃金でできるのかというのがやっぱり基本的な問題なんだというふうに思います。

平成16年、地域権の導入が始まってから40歳代後半から昇給カーブのフラット化が言われて、昇給幅、上がる幅がどんどん小さくなっていっていると。55歳での昇給停止。そして、今度給与制度の見直しで、ぱったりと切ると。

町長の答弁にもありました。年功序列制度の廃止と。年功序列の中で生活賃金の話が多分出てくるんでしょうけれども、でも間違いなくここに50歳全般、40歳後半から50歳、先ほどの大学の話じゃないですけども、やっぱり一番教育費に金がかかるときなんですよね。平均だから、いや民間と比べてだからといいながら、民間の低い岩手や秋田あたりと比べて、その賃金に3%利府は上乘せはされていますけれども、3%だけでもつけないんですよ。でも、間違いなく、私だったら18歳で入ってから60歳まで。子供はどんどん結婚して子供を生んで子供が大きくなってきて、じいちゃん、ばあちゃん面倒見なくなるというのが幾らかといたれば、45歳とか50歳とか、そのころだと思うんですよ。

でも、そのところが下がっている。下げられたということは、やっぱり問題視していかないとやっぱりだめなんだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

御質問にありましたように、消費税も増税になりまして、また高校生、大学生、そういう方々を持つ家庭においては、大変厳しい状況にあるのかなというふうには理解をしております。

しかし、今回の給与カーブのフラット化あるいはこれまでに行ってきた民間準拠というやり方に対してどうなんだということでございますけれども、まず、今回のこの50歳代後半層の給

与引き下げということにつきましては、人事院勧告の調査によりますと、民間給与を上回っているというような判断の中で、高齢者層の給与を抑制するというようなものでございます。

まず、国民の大切な税金で賄われている我々公務員の給与につきましては、民間給与との均衡がまずは第一の主眼だということであります。

本町においても、特別な処遇制度あるいは給与面での優遇制度、こういうことを行った場合においては、地域住民の皆様から御理解を得られるものではないというふうに考えております。

今後もこの均衡の原則に従って、粛々と対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 町長のさきの答弁でラスパイレス、今もラスパイレスの話が出ました。

当然国より高いところは国は関西のほうに行けば幾らでもラスが100を超えているところがあるのは承知をしています。

利府町ってラス100超えているんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

平成26年4月1日現在でございますけれども、94.2でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 94.2というのは、向こうが100万円もらっているときに94万円しかもらえないと。やっぱりそれはおかしいですね。最低でも国並みのというのが基本的に考えにありながら、近隣自治体の話もあるかもしれませんけれども、今だったらここに立っている私、やっぱり利府町が一番頑張っているんだというふうに思っていますので、やっぱりもっと賃金は上げるべきなんだと思いますけれども、100にするべきなんだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

100に近づける努力ということだと思うんですけれども、やっぱりそれぞれの地域ごとにその自治体間の事情とか、いろいろございますので、それから自主的に減額措置を行っている自治体もございます。そういう中で、一律100というのはいかなるものかというふうに考えております。

我々のほうとしましては、結果的には94.2ということになりましたけれども、去年は国家公務員側の特別の減額措置がありまして、ラスの指数上は100を超えておりました。そういうことで、国の状況によってもこの指数はかなり変動するんだということをまず御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 国が震災対策の分の財源のためにと言っているけれども、国家公務員の給料をカットしたと。カットしたから利府が100何ぼになったと。そういうことを言っているんじゃないですよ。生活できる賃金をやる。震災の財源をつくるために何か違うのを考えなきゃならないということで、一時期なったじゃなくて、今現在が94なんだから、やっぱりそれは100に近づけていいんだというところがあると思えます。

そのために頑張っていかなきゃならないんだというふうに思います。

時間がだんだんと……、ここだけやってられない。

最後に、最低賃金1,000円の要件についてです。

宮城県の最低賃金は見たら710円、この710円が結婚して子供を生み育て、あすの利府をつくる若者を育てるということにできるのかどうかを伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

最低賃金制度でございますけれども、これは最低賃金法という法律に基づいて国が賃金の最低額を定めるというものでございます。そして、使用者につきましては、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度でございます。

宮城県の最低賃金は、御質問にございましたように、710円ということでございますけれども、もしそういう方々が時給710円をもらっている方々が結婚し、子育てをするということにつきましては、大変厳しいものがあるのかなというふうに考えております。

ただ、この最低賃金につきましては、金額を示しているというものでございまして、全ての方々がこの710円で働いているということではありません。それから、先ほど答弁しておりますように、最低賃金の周知あるいはそういう指導監督については、国の機関が実施をしているということでございまして、我々がこの場で生きていくことができるのかという御質問については、ちょっと明確な答弁は避けさせていただきます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 3月の広報でも時給900円だというのを見ました。さっき町長からは庁内のパートさんの分は750円から780円に上げたよというのが答弁の中でされております。

もう少しやっぱり利府町頑張れば時給1,000円もそんなに難しい話じゃないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

町が任用しております臨時職員、非常勤職員、これらの方々の時給につきましては、1,000円にということでございましたけれども、現在の時給は780円ということで設定をさせていただいております。

この改定のところの段階では、均衡の原則というものの趣旨から、宮城県の最低賃金、それから周辺市町村の支払いの状況、そして消費税増税というようなもろもろの条件を総合的に検討いたしまして、780円ということで設定をさせていただきました。

あと20円で800円、国が目指す800円になると。それを1,000円ということでございますと、やっぱり財政的にもかなり負担が伴いますので、その辺はもう少し状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 最賃の710円、職種によって違う部分が多分あるんだろうなど。この県のホームページ見た分でも鉄鋼業なんかは811円とか、やっぱりあるんでしょうから、やっぱりその中でぜひパート賃金や時給働いている人の賃上げはやっぱり必要なんだということで、関連団体に働きかけることができないかどうかをお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） お答えいたします。

町長の答弁のほうにもありましたけれども、周知につきましては、国の機関でということになっております。

我々も当然公共団体の立場でやれるところはそういうところでやっていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 利府町に求められている課題は、速やかにできるものと、あと準備をしなければできないものがあると思います。また、国の施策を変えなければならないというもの

もあると思います。

国だから町で論議しないということはない。国だからこそ町の意見を発信して国を変えていくためにもここで議論し、町民のために頑張っていくことを要請したいというふうに思います。また、実行していきたいというふうに思います。

これで2番 木村範雄の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で2番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 阿部まさ子君の一般質問の発言を許します。阿部まさ子君。

〔8番 阿部まさ子君 登壇〕

○8番（阿部まさ子君） 8番、公明党の阿部まさ子でございます。今回定例会で最後の質問者となりました。最後で、どうぞよろしくお願いいたします。

今定例会では3点にわたり通告をしております。順次質問を申し上げますので、当局の誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、訂正箇所、追加箇所がございましたので、よろしくお願いいたします。私の2枚目のところの認知症対策のところの後ろから2行目の「介護予防に心身機能活性化」と入れましたが、それ申しわけございません。削除してください。「心身機能活性運動療法」でございます。「化」を抜いてください。

それから、その下の高齢者福祉事業の中の「食の自立支援事業として1食300円」とございますが、これ「350円」でございますので、訂正お願いいたします。以上でございます。

それでは、質問に入ります。

第1点目は、（仮称）復興交流センターについてでございます。

（1）復興交流センターの整備については、昨年の施政方針でも掲げられておりますが、進捗状況についてお伺いいたします。

（2）浜田地区の復興の形が見えてきました。浜田漁港を中心とした総合的な地域づくり構

想についてお伺いいたします。

（3）浜田地区は最も少子高齢化が進んでいる地域であります。復興交流センターを含めた道の駅、海の駅の整備は地域の活性化が図られる絶好のチャンスであります。定住を促進するために若者に焦点を当てた施策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

第2点目は、認知症対策についてでございます。

厚生労働省が示したことし1月の推計では2025年に65歳以上の5人に1人に当たる700万人が認知症になると見えています。国はこれを受け、認知症対策の国家戦略である認知症対策施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を打ち出しました。認知症対策は、一つの健康問題というより、21世紀の社会保障の最大課題であり、認知症患者の増大に伴い自治体や国の財政負担がかさみ、健康保険、介護保険制度が崩壊しかねないとも言われております。

このような状況の中、認知症の改善に目ざましい効果を上げ、海外でも注目されている取り組みがあります。NPO法人日本心身機能活性療法指導会理事長の小川眞誠氏が開発した心身機能活性運動療法であります。

認知症、鬱病、脳卒中、脳性マヒ、自閉症などの病状を改善し、日常生活を取り戻すことを目的としており、6つの存プログラムから成っております。1つとしては活性温熱療法、2つに心身体操、3点目にフィンガースポーツ運動、4つにフラハンド有酸素運動、5つ目に「ゲーゴルゲーム」運動、6に体操療法などの療法による全身の血行がよくなり、筋力強化も図りながら、脳の活性化が進められる認知症が改善されたというものでございます。

私自身、これは自費なんです。東京開催のセミナーに参加し、体験してまいりました。本町としても認知症対策の一つとして、地域の高齢者の介護予防に心身活性運動療法を取り入れてみてはどうかお伺いいたします。

第3点目は、高齢者福祉事業としての食の自立支援事業についてお伺いいたします。

本町では食の自立支援事業として1食350円を町が補助し、在宅の65歳以上のひとり暮らし、または二人暮らしの高齢者に毎週木曜日昼食を宅配しております。社会福祉協議会に委託し、食生活の改善と安否確認で、利用者に感謝されておりますが、利用者からは配食をふやしてほしいとの声が上がっております。

埼玉県の三芳町では配食サービス事業として1食につき町が300円を補助し、昼週3回まで自宅に宅配しております。委託業者2社が参入しており、料金の徴収を含め、在宅サービスを行っております。

食は命を維持するための大事な手だてであります。本町としても再度宅配をふやした食の自立支援事業の見直しを考えてはどうかお伺いたします。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、（仮称）復興交流センターについて、2、認知症対策について、3、高齢者福祉事業について、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 8番 阿部まさ子議員の御質問にお答えを申し上げます。

（仮称）復興交流センターについてというお話でございますが、まだ町で（仮称）復興交流センター、まだ仮称も決めていないような気がするんですが、仮称の仮称でよろしいですか。まさに仮称の仮称、復興交流センターの名称はまだ決めていないはずなので、今回の質問は仮称のまた仮称ということで受けとめてよろしいですか。こういうふうに決まっていなくていいのですか。（「いいです」の声あり）

まず、そういう（仮称）さらに（仮称）復興交流センターについてであります、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

この浜田地区というのは、今阿部まさ子議員御指摘のとおり、高齢化、それから人口減少によって既存のコミュニティーの維持あるいは確保が本当に課題になっております。地区住民の皆さんからの新規住民の入居、定着が強く求められているのが現状でございます。

町といたしましては、この市街化調整区域、あそこの厳しい調整区域も都市計画法でありますから、区域内でも新たな土地利用が図られるように、地区の計画制度を運用して特別名勝松島の制限に合致する形で、未利用地の空き家の利活用を促進して、周辺のすぐれた自然景観と調和した地域づくりを図ってまいりたいと考えております。

今議員御指摘のとおり、仮の仮の復興交流センターの整備というのは、浜田地区の活性化が図られる手段の一つでありまして、地元雇用を初め、松島湾の自然の恵みを生かした観光と地区の基幹産業であります水産業を振興させる施設として、集客のみならず、地区住民の皆様の交流の場として大いに期待されるものであります。

この仮の（仮称）復興交流センター整備については、進捗状況については、文化複合施設整備事業、さらには利府小学校建てかえ事業、さらには町営墓地整備事業など、大規模事業と並行して庁舎内において事業の実施に係る課題の整理、実現に向けた手法の検討をしているところであります。

また、国土交通省が先般国土交通省議長、副議長初め御挨拶に行った際に、河川事務所長か

らもこの件について触れられて、大変国土交通省でも関心のある事業だと思っております。

今後恵まれた自然景観と復興交流センターを核に、浜田地区のブランド価値を高めるためとともに、地区計画整備の運用をあわせまして、より地区の魅力を高めまして、若者のみならず、全ての年齢層で定住の促進が図られるように居住機能と観光機能が共有したにぎわいあふれる市街地を形成してまいりたいと考えております。

第2点目の認知症対策でございます。できるだけ住みなれた地域で自分らしく暮らしていき続けていくことができる社会を実現すべく、新オレンジプランが作成されたところでございます。

今阿部まさ子議員御提案の心身機能活性運動療法、これは認知症の御本人と家族の自立支援のために改善を目的とした5つのプログラムを一体的に取り組みさせて実践して、脳と体と心を楽しく活性化するものと聞いております。

認知症予防のためには体を動かすのはよいことから、町ではちょこっと貯金体操などの介護予防教室を開催いたしまして、筋力アップと認知症予防に取り組んでいるところであります。高齢者の方々の参加も多く、人気のある教室になっております。

今後、御提案の心身機能活性運動療法を含めまして、他の市町村において効果を上げている事例等について調査研究していきたいと思っておりますから、御理解をお願いを申し上げたいと思っております。

第3点目の高齢者福祉事業についてでございますが、この食の自立支援事業については、今議員御指摘のとおり、配食回数をふやしてほしいとの声が上がっていることは承知をしております。

今回策定いたしました高齢者福祉計画の中でも平成29年度までに宅配回数を月4回から8回へ拡充を図ることといたしております。

実施に向け、自己負担の見直しや安否確認の仕方、弁当の内容、回数の希望調査など、委託先の社会福祉協議会あるいは実施主体でございますボランティア友の会との調整や検討が必要となることから、早期開始に向けて努めていきたいと考えておりますから、御理解をお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 今町長から仮の仮の復興交流センターというお話がございました。まだまだこれからの部分だと認識いたしましたが、この1、2、3を含めて質問をさせていただ

きます。

本当にこの地域の活性化というのは、住む人をふやしていくことだと思います。先ほど町長の答弁にもありましたが、なかなか難しい地域、市街化調整区域も含めまして、そういう地域であると。浜田地区は特別名勝松島として文化庁からも網がかけられております。当面の中では地区計画制度を運用して、定住促進を図るということがありましたが、これはどのような制度ですか。

そしてまた、これはどのように活用していくのかお伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長、答弁願います。

○企画課長（赤間信博君） 阿部議員にお答え申し上げます。

まず、震災後浜田の地区の復興まちづくり検討委員会のほうから浜田地区のまちづくりについて提言を平成25年の9月に町に対して出されております。

それ踏まえまして、町のほうで関係課といろいろ協議を行っていきまして、計画的にどういうまちづくりができるだろうかということで検討を重ねました結果、今現在地区計画制度で整備するのが一番いいんじゃないかというふうな、今結論を出して進めております。

地区計画とはどういうものかといいますと、整備可能な地区をあらかじめ区域を設定しまして、そこにいろいろな、例えば商業地とか住宅地とか、整備可能な施設を計画しまして実施すると。そして、その後にそれが熟した時点で市街化区域に編入していくというふうな制度でございます。

現在町としましては、新太子堂南地区、旧役場とバイパスの間もこの制度で今現在進めておりまして、一体的にいろいろな土地利用が図られるというふうなメリットがございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 今答弁ありましたが、または特別名勝の松島という網かけがありますが、この点についての対応としてはいかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

特別名勝になりますと、いろいろ規制ありますけれども、ただ、現在も住宅とか、いろ施設が建っております。それは協議によりまして、国のほうでも認めておりますので、このエリアについても計画ができましたら、当然その具体的な文化財のほうと協議するような形で進めて

まいりたいというふうな考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） いろいろと難しい点はあると思いますが、ぜひ行政の担当全て、町長も含めまして、その努力をお願いしたいと思います。

それから、私の質問ではこの地域を若者の方たちが定住しやすいようにということでお話しておりましたが、このそういう施策をつくりながら、若い人たちに焦点を当ててくる。地域的に見ると、海が近い、マリンスポーツとか、そういうものもこれから町としては考えていくと思いますが、そういうこととか、若い人たちはやはり車を運転する人が多いので、そういうアクセスが非常に強いと思いますし、それから、場所的には余り金額的に高くない土地だと思います。そういった意味では、若い人たちがすごく集まりやすいような地域だと思います。

そういった意味ではどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

あの地区は、JRの駅もございます。また、最大のやっぱり特徴は松島の特別名勝の景観、海もございます。それをフルに発揮したような計画づくりが一番大事なのかと。

それと、若い人たちが実際何を望んでいるのかと、そういう具体的な調査もこれから必要になってくると思います。やはり、若い人たちが魅力を持たないようなまちづくりはちょっと将来的にも余りよくない状況になってきますので、まず若い人たちの意見を取り入れる機会なんかもこれから設けていければなというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ私なりにこの浜田地区の完成というか、そういう状況をちょっと考えながら、非常にうれしく、一人でうれしくなっているような状態でございます。そういう、ちょっといろいろマリンスポーツ、それから道の駅とか、できないのにも想像しての自分の思いですけども、非常にこの地域というのは、町にとっては非常に売り、売られる、売りに出して、そして町をさらに発展させるためのすばらしい地域だと思うんですね。

ですので、本当に、でも、いろいろな障害も非常に多いと思います。そういった意味では、やっぱりプロジェクトチームをつくって、もっと総合的にやっぱり力を入れていく。もう失敗もできないところだと思いますので、そういう思いでやっぱり町としては取り組んでいくべき

じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、すごくポテンシャルの高いエリアでございますので、やっぱりそれをフルに発揮できるような計画づくりが大事だと思います。

庁内でも担当課決まっていますけれども、ただ、その担当課に任せるだけじゃなくて、今現在横断的に取り組んでおりますので、その今言われたことについては、実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） この質問の最後に、ぜひ町長の御決意をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 答弁願います。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 阿部まさ子議員の御質問にお答えを申し上げます。

私の選挙公約に道の駅、海の駅構想というのを打ち出しております。御承知のとおり、今どいう進捗状況かとお尋ねでございます。まず、あそこを浜田を復興しなければ全然動かないんです。そのためにも復興を優先して、あわせて並行して国土交通省とか協議を進めているという段階でございます。

今阿部まさ子議員が大変すばらしい話をしました。実は私もあの構想は、ヨットスクールとか、マリンスポーツ、ところが、一つだけ問題がありました。浜田漁港が津波で埋まってしまって、ヨットの下にあるキールというんですかね、専門用語でおもいあるんですね。よくわかりませんが、キール、おもい、あれがつかえるという難題がありました。ところが、役場の職員が頑張ってしゅんせつ費用、この前申し上げましたね。しゅんせつ費用の9割約4億円、浜田須賀地区のしゅんせつ費用を実は皆さん、内諾、内定もらいました。おかげさまで。ところが、問題があります。このしゅんせつ費用は宮城県利府町だけしかない。よそに内密という話があるので、ここで内密という話ありませんが、本当の話、これは余り大っぴらに言われると内定取り消しになる可能性もあるので、そういうことで、議員の皆さんにおかげさまで本町の復興のほとんどの要望が今度の復興予算内示来まして、そうするとあそこをしゅんせつして、まさにヨットの基地となる、そして道の駅浜田駅、道の駅、海の駅構想の大きな弾みがつくと思っています。

早速私今度復興庁に行って、この内示を確実なものにするように、念押しして、長島復興副大臣、さらには谷復興副大臣、小泉進次郎政務官にアポをとって、2人が了解得ました。あと小泉さんの日程調整、そういうふうにして、確実な復興交付金をいただいて、そしてあそこの発展の確実性を担っていきたいと思います。

先般の議会にはしゅんせつ費用がまだですという話があったので、ようやく内示をいただいたということを御報告申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） では、第2点目に移ります。

認知症対策についてでございます。この件については、きのう土村議員のほうからもいろいろとお話ございましたが、私はこの認知症の予防と改善についての、そういう観点から再質問させていただきます。

私がこの認知症について一般質問で取り上げたのが平成18年の9月でした。この1カ月前、北海道の幕別町で認知症高齢者を地域で支えるまちづくりというのをやっていたので、それをぜひ見たいということで視察してまいっての一般質問でございました。

今回まで数えると7回ぐらいこの認知症対策については質問させていただいております。ことし第6期介護事業計画の中によろしく認知症施策の推進が加えられ、事業として認知症予防教室が実施されるようになります。しっかり推進していただきたいと思います。

私の身近にアルツハイマーを患って亡くなったおじがおりました。そのこともあって、いつも認知症に関心がありました。認知症は、治らない病気と思っておりました。それが改善できるという記事に触れ、昨年11月1日と2日と東京のセミナーに行っていました。体験もしてきました。

きょうは、議長よりお許しをいただき、先ほど6点のうちの2つ、1つ、フィンガースポーツと、それからフラハンド運動酸素活性運動、その2つをちょっと持ってきましたので、これをちょっと皆さんに御披露したいと思います。

これがフィンガースポーツです。これシリコンゴムでつくられております。この運動機器を両手にはめてつばを刺激します。手は第二の脳とも言われておまして、手や指の筋力を高め、脳を活性化させる効果があります。ちょっと入れ方がちょっと……、すぐ私も余り……、この指の間に全部入れ込んで、それで体操するんですね。そうすると、これが脳に刺激が伝わって、脳の活性化になるというのがフィンガースポーツ。

それからフラハンド。これが意外と難しいんです。ちょっとだけやります。膝でやるんです。こういうのがありました。これは、プラスチック製の器具です。ストレッチや輪を回転させる有酸素運動です。全身の筋力が満遍なく刺激され、それが脳に伝達されるので、平衡感覚や反射機能、敏捷性を高める効果があります。また、リズムカルに輪を回すことで、脳を活性化し、集中力や記憶力を高めることにつながっております。

ほんのわずかなさわりでございます。そのほかに4つがありますので、それは説明しません。きょうは。聞きたい人は後から説明いたします。

それで、実際にやっているところがありました。これは、東京のほうなんです、工藤あき脳神経外科クリニックというところでした。保健療法の一つとして、これ別名ゲーゴルセラピーというんです。ゲートボールとそれからあとゴルフを合せて、それをゲームに取り入れたものなんですね。ですので、ゲーゴルセラピーとも言われております。簡単に言うと。

週2回認知症患者を対象に治療を行ってきたと。同セラピーを受けた認知症患者の数は延べ31人、現在も17人の患者がセラピーを受けておると。そして、成果を上げている。78歳のAさんは、夫の他界から1年後認知症が急速に進んだ。徒歩10分間の距離にある娘の家に行けなくなり、5分置きに電話しては同じ内容を繰り返すようになった。また簡単な計算ができなくなり、化粧や入浴を嫌がるようになった。そこで、週1回同クリニックでゲーゴルセラピーを受けたところ、わずか2カ月で病状が大きく改善というふうな実証がありました。

それから、これは海外のほうでも非常に使われています。日本でというと海外のほうが使われるんですね。現在ゲーゴルセラピーは上海や台湾、香港、シンガポール、韓国など、アジア各地で普及が進んでおります。

特に、上海では民生局が中心となって2004年から心身機能活性療法指導士の養成を開始して、8年にはゲーゴルセラピーを普及する公益プロジェクトも発足し、市を挙げて認知症の改善に取り組んでいるという海外のそういうところもございました。

それから日本は、日本の状態なんです、今60カ所でやっています。大体これは特別養護老人ホームとか、デイサービス、これは本当は認知症の病気になった人が入って、それでそのところで治療を受けて、入りながら治療を受けている、そういう運動をやって改善しているというところが60カ所あるんですね。

残念ながら、東北は1カ所もございません。沖縄もありますし、北海道もあります。ところが、全然東北はないんです。そういう状態でございます。

そういう中、ぜひやっぱり見ないとわからないですね。これは話聞いただけでは。ですので、ぜひその講師を呼んで、実際に目に触れて聞いて、感じて、そういうものにしていただきたいな。ぜひその講演を開催する機会を設けていただきたいと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 8番 阿部議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま具体的な実技を踏まえて御紹介をいただいたわけでありまして。今たまたま2つだけということですが、このゲーゴルセラピー、これについては6種類でしたかのをいわゆる組み合わせで行う認知症に非常に改善が見られるというふうな一つの取り組みの療法であります。

今議員申されましたとおり、この療法を開発した方は、東京の方になりますかね。実際に医療機関とタイアップして、先ほど工藤クリニックさんですか、という形で、やはり認知症の補完療法の一つとして先生も理解してやった結果ということで、先ほど具体的な数字が出ているというふうに思っています。

ただ、事例としては何か60カ所ぐらいの施設での実施、自治体では私の調べた範囲ではまたやっていないというふうなところのようでございます。

効果がどれほどのものなのか、資料の中では確かにあるように受けとめられていますが、まだまだ事例が少ないし、我々も見えていないということで、その判断をやっぱり求めるのはなかなか難しいのかなというふうに思いますので、この辺については十分調査研究をした上で、講習会といいますか、そういったものにやっぱり結びつけていくのかなというふうには思いますが、具体的に開催ということについては、現段階ではちょっと明言ができないというふうなところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） ことしの3月1日に長野県の人口1万3,000人の松川町で町長も出席して町を挙げてセミナーを開催したということでした。一般の方も参加して、80人が集まったという話も聞いていました。

実際にきょうこの話は、初めて皆さん聞いた内容だと思います。それをいきなりやりますという返事はきょうはいただかなくていいんです。ただ、皆さんにこういうものがあるということを一応認識していただきたいという思いで、きょうは質問させていただきました。

また、担当課もやはりこれについては、先ほど答弁あったように、言葉の調査研究じゃなくて、実際に心を込めて、やっぱり認知症が改善、予防改善なるという、そういう例がどんどん出てきているので、これは大事だと思います。先ほど最初の通告の中でもこれから本当に2020年ですか、5人に1人が認知症、町を歩いている人が大体認知症、運転している人の多くの人が、いろいろ検査して、そういう人はできないということを国のほうでこれからやっていきますけれども、そういう人たちが町の中にあふれたらおっかなくて歩けませんね。自分もそういうふうな年齢になるんですけれども、それは医療費も非常にかかってくるんですね。町の負担も大きいし、国の負担も大きくなる。

やはり、これは直していかないと、改善していかないと利府町も維持していけないんですよ。だから、これは本当に真剣に取り組んでいかなくちゃならない対策だと思います。

そういった意味では、きょうは皆さんに初めてですが、こういう話をさせていただきました。ありがとうございます。

最後に、第3点目は、食の自立支援事業についてでございます。

これについては、私もびっくりしました。月4回から8回に拡充。3回ぐらいになるのかなと思ったら、4回から8回に拡充。これはすごいことだと思います。これ本当に実現するように、町長が話したので、実現すると思いますが、これ実現するように、これぜひ、それも早く、早目をお願いしたいと思います。

中には60歳からやってもらいたいというのもありましたけれども、それはちょっと難しいと思いますので、とにかく……、それに、去年21世紀クラブと公明党が合同して埼玉県の三芳町にこの食の自立、配食サービスでちょっと、これも含めまして行ってきました。ここは、先ほどあったように、3回なんですね。週ね。それで、ちょっと違う特徴は、日中1人でいる高齢者ですか、食事がなかなかやれないような日中。家族はいるんですけれども、日中はお年寄り1人になってしまう、2人になってしまうというようなところにも配食サービスをしているという例がございましたので、こういった点も含めて支援をお願いしたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 食の自立支援の回数の増というふうなことに鑑みてであります。

これについては、町長も先ほど答弁いたしましたとおり、平成29年度までには4回から8回、週2回になりますかね。月4回ですから、4週とすれば月1回ということですので、週2回と

いうふうな形でのやり方になるかと思いますが、これの実現に向けては、当然いろいろな点で課題があります。料金の問題もありますし、お弁当の内容についても当然そうであります。また、配食サービスについては、ボランティアさんが見守り活動の一環としても行っています。

そういった実際にやる方々の声、そういったものも当然受けながら、実施に向けて検討していくこととなります。

これについては、平成29年度までということですが、できるだけ29年度の前であれば28年度ということになりますので、そういう開始ができるように、27年度十分調整を図ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） ちょっと私おっちょこちょいなので、ちょっと勘違いいたしました。

月4回というのは、1週間に1回ずつということですよ。8回というのは1週間に2回ということですよ。ここでちょっと舞い上がりまして、1週間に4回なのかなと勘違いいたしました。これは、やはり2回は同じですよ。1回から2回になるんですね。1週間に中置いてまた1回という形になりますが、これ、実際に相談されて、また経験、そういう方とちょっとお会いして、実際にそういうアドバイスしたことあるんですけども、やっぱり70代、80代近い男性なんですけれども、奥さんに亡くなられて1人になって、やっぱり昔の人なので、奥さんが全部やっていたので、なかなか自分でいざ1人となると、なかなか食事をつくられない状態で、いつも納豆と豆腐、そういう状態で暮らしていたんですね。

会うたびに何か痩せこけてきたので、どうしたんですかと聞いたら、そういう生活状態だと。月に1回は配食サービスは受けていると。それで、福祉センターに行って食事、弁当屋さんを教えてもらって、そしてその弁当屋さんを紹介して来てもらえるようになったり、それから、コンビニである程度温めると食べられる、そういうのを教えてあげて、そして今業者をお願いして入れてもらっていると。1週間。やっぱりちょっと顔色もよくなったし、ちょっと太ってきたかなという感じなんですね。

それで、そういうわけで、本当にお年寄りというのは、また1人でいるとあるものを食べてしまって、その栄養はなくて本当に病気しやすいという体質になってくるんですね。

そういった意味では、やっぱりちょっともう少し回数をふやして、そして高齢者の健康維持ですか、それをやっぱりしていかなくちやならないんじゃないかと思うので、もう少し回数ちょっとふやしていただいて、考えていただきたいと思います。

それから、この配食というのは、社会福祉協議会と、それからボランティアさんの御協力によって、やっている事業なんですね。本当に無償でやっていて、本当に頭が下がります。

いろいろとそういうメンバーが集まりながら、いろいろとその安否確認をしながら、本当にこつこつとやっておられるということは、本当に感謝する思いです。

現実には、運転ボランティアさんがだんだんまた年も重ねてきている状態、それからボランティアさんも年を重ねている状態なんですね。だからとって、やっぱり要らないということは言えないんですね。やっぱり引き続きやっていただくと、一回はそういう方たちにやってもらう。あとは業者に頼むとか、そういう制度の見直しとか、それからあと内容、食べる、頼む内容、おかゆとか刻み食とか、やはり利用者の方に合せての食事ということも考えていかなくちゃならないと思いますね。そういうことも含めて考えていただきたい。

そして、何か1日5時間ぐらいの拘束があるそうですね。要するに、社協で買ったお弁当を入りに調理頼んだところに持って行ってつくってもらって、それで食事をつくったのを運んで、また終わったら戻していくという、1日5時間ぐらいの拘束があるということなので、そういうこともちょっと大変だなと思うんですが、そのことも含めまして、ちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

配食サービスの仕方の部分かと思います。これについては、先ほど申しましたとおり、現在は社会福祉協議会のほうに委託をして、ボランティアさんが実際には宅配をしているという方法をとっています。これを単に週2回にして、その回数ふえた分社会福祉協議会で対応が可能であればそういった形でということにはなるかと思います。

ただ、まだその辺の詳細については調整はとっておりませんので、1回分については社協、それからもう1回分については弁当の専門の宅配業者さんになどということも一つの検討材料ではあるのかなというふうに思っておりますので、その辺については十分調整・検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、8番 阿部まさ子君の一般質問を終わります。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（郷右近隆夫君） 日程第3、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会広報常任委員長並びに議会運営委員長から目下調査中の事件について、利府町議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成27年3月利府町議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時49分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司栄一郎が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年3月13日

議 長

署名議員

署名議員